

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教科に関する専門的事項に関する検討委員会
まとめ

1. 中学校・高等学校教諭普通免許状「理科」について

(1) 見直しの基本的な方向性

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第4条第1項表備考第一号二において、中学校教諭の普通免許状「理科」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校理科科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 物理学
- ・ 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 化学
- ・ 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 生物学
- ・ 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 地学
- ・ 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

また、施行規則第5条第一項表備考第一号ホにおいて、高等学校教諭の普通免許状「理科」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校理科科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 物理学
- ・ 化学
- ・ 生物学
- ・ 地学
- ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

検討の結果、中学校理科科目区分及び高等学校理科科目区分を次のように見直すことを求める。

- 中学校理科科目区分については
 - ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を統合し、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の1科目区分とする。また、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。

- 高等学校理科科目区分については、
 - ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。

- 中学校理科科目区分の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」については、物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験のいずれの内容も扱うこととする。

（参考）見直し後の中学校理科科目区分及び高等学校理科科目区分

中学校理科科目区分

- ・ 物理学
- ・ ~~物理学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 化学
- ・ ~~化学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 生物学
- ・ ~~生物学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 地学
- ・ ~~地学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

高等学校理科科目区分

- ・ 物理学
- ・ 化学
- ・ 生物学
- ・ 地学
- ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

一タ活用を含む。）」

(2) 必要な移行措置等

(1) を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の中学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」の4分野の実験科目全てを既に修得した者又は卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を修得した者とみなすことができること。なお、改正前の当該実験科目のうち、一部実験科目を修得した者の単位は、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 改正前の高等学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」を既に修得した者又は卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」を修得した者とみなすことができること。
- 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第八の規定により高等学校教諭普通免許状「理科」を基礎として中学校教諭普通免許状「理科」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」とすること。
- 小学校高学年の教科担任制における専科指導優先実施教科であること等を踏まえ、複数校種、複数教科の免許状保有を促進する観点から、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促す。

2. 中学校教諭普通免許状「技術」について

(1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第4条第1項表備考第一号リにおいて、中学校教諭の普通免許状「技術」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校技術科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 木材加工（製図及び実習を含む。）
- ・ 金属加工（製図及び実習を含む。）
- ・ 機械（実習を含む。）
- ・ 電気（実習を含む。）
- ・ 栽培（実習を含む。）
- ・ 情報とコンピュータ（実習を含む。）

検討の結果、中学校技術科目区分を次のように見直すことを求める。

- 平成29年に告示された中学校学習指導要領において、4つの内容構成に整理されていることを踏まえ、現行の中学校技術科目区分を改め、次の4項目とする。
 - ・ 材料加工（実習を含む。）
 - ・ 機械・電気（実習を含む。）
 - ・ 生物育成
 - ・ 情報とコンピュータ
- 「材料加工（実習を含む。）」については、あらゆる種類の材料の加工を網羅する必要はなく、特定の材料（木材、金属、プラスチックなど）の加工について一般的包括的な内容を扱うものであれば、施行規則第4条第1項表備考第二号に定める「教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない」との要件（以下「一般的包括的要件」という。）を満たすものとする。
- 「機械・電気（実習を含む。）」については、機械及び電気のどちらの内容も扱うこととする。
- 「生物育成」については、あらゆる種類の生物の育成を網羅する必要は無く、

特定の生物（作物、動物、水産生物など）の育成について一般的包括的な内容を扱うものであれば、一般的包括的要件を満たすものとする。

- （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

（２）必要な移行措置等

（１）を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 木材加工（製図及び実習を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれその科目の内容を含む改正後の科目（例 材料加工（実習を含む。））を修得した者とみなすことができること。
- ただし、改正後の「機械・電気（実習を含む。）」については、改正前の「機械（実習を含む。）」及び「電気（実習を含む。）」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなすことができること。なお、改正前の「機械（実習を含む。）」又は「電気（実習を含む。）」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 教育職員免許法別表第八の規定により高等学校教諭普通免許状「工業」又は「情報」を基礎として中学校教諭普通免許状「技術」の授与を受ける場合に必要となる大学独自科目については、「材料加工（実習を含む。）」及び「生物育成」とすること。
- 免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。また、「情報とコンピュータ」については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されている。これらの科目が一般的包括的要件を満たすか否かについては、一律に除外するのではなく、各科目の授業内容を踏まえ、教員免許を授与する各都道府県教育委員会において適切に判断する必要があることを周知すること。
- 大学（特に高校情報及び工業の教職課程を置く大学）に対し、見直しを行った教科に関する専門的事項に関する科目について情報提供を行うとともに、教職課程の開設を促すこと。

3. 中学校・高等学校教諭普通免許状「家庭」について

(1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第4条第1項表備考第一号ヌにおいて、中学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校家庭科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ 保育学（実習を含む。）

また、施行規則第5条第1項表備考第一号ワにおいて、高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校家庭科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学（製図を含む。）
- ・ 保育学（実習及び家庭看護を含む。）
- ・ 家庭電気・家庭機械・情報処理

検討の結果、中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分を次のように見直すことを求める。

- 中学校家庭科目区分については
 - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。
 - ・ 「保育学（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。
- 高等学校家庭科目区分については、
 - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。

- ・「住居学（製図を含む。）」のうち、「(製図を含む。)」を削除する。
 - ・「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」のうち、「(実習及び家庭看護を含む。)」を削除する。
 - ・「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。
- （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

（参考）見直し後の中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分

中学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ ~~保育学（実習を含む。）~~

高等学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ ~~住居学（製図を含む。）~~
- ・ ~~保育学（実習及び家庭看護を含む。）~~
- ・ ~~家庭電気・家庭機械・情報処理~~

（２）必要な移行措置等

１．を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 住居学（製図を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれ改正後の科目（例 住居学）を修得した者とみなすことができること。
- 既に修得した又は卒業までに修得する「家庭電気・家庭機械・情報処理」の単位については、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。

- 今回の改正により、中学校家庭科目区分と高等学校家庭科目区分が完全に一致することになる。このため、教育職員免許法別表第八の規定により中学校教諭普通免許状「家庭」を基礎として高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合について、特定の高等学校科目区分を大学独自科目に含める規定は削除すること。
- 中学校、高等学校ともに免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じる。

4. 高等学校教諭普通免許状「情報」について

(1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第5条第1項表備考第一号カにおいて、高等学校教諭の普通免許状「情報」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校情報科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 情報社会・情報倫理
- ・ コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
- ・ 情報システム（実習を含む。）
- ・ 情報通信ネットワーク（実習を含む。）
- ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）
- ・ 情報と職業

検討の結果、高等学校情報科目区分を次のように見直すことを求める。

- ・ 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
- ・ コンピュータ・情報処理
- ・ 情報システム
- ・ 情報通信ネットワーク
- ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術

なお、各科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

(2) 必要な移行措置等

(1) を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 コンピュータ・情報処理（実習を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれその科目の内容を含む改正後の科目（例 コンピュータ・情報処理）を修得した者とみなす

ことができること。

- ただし、改正後の「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」については、改正前の「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなすことができること。なお、改正前の「情報社会・情報倫理」又は「情報と職業」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 教育職員免許法別表第八の規定により中学校普通免許状「技術」を基礎として高等学校教諭普通免許状「情報」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現・マルチメディア技術」とすること。
- 免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。また、高等学校情報科目区分に掲げる各科目については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されている。これらの科目が一般的包括的要件を満たすか否かについては、各科目の授業内容を踏まえ、教員免許を授与する各都道府県教育委員会において適切に判断する必要があることを周知すること。

5. 全般的事項について

- 本検討委員会においては、教科に関する専門的事項に関する科目区分数が多い教科を中心に見直しを図ったが、学習指導要領との整合性については、今回の対象教科に限らず確認の必要があると考えられる。このため、学習指導要領の改訂の検討状況を踏まえ、定期的な見直しの機会を設けることを検討すること。